

指定訪問看護事業所 ハート24 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 愛の会が開設する指定訪問看護事業所 ハート24 (以下「事業所」という。)が行う指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の看護師およびその他の指定訪問看護の提供に当たる従業者(以下「看護師等」という。)が要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)の利用者の立場に立った適正な指定訪問看護を提供することを目的とする。

(指定訪問看護の運営方針)

第2条

- 1 事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、心身の機能の維持回復を図るものとする。
- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。
- 6 前5項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第37号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(指定介護予防訪問看護の運営方針)

第3条

- 1 事業所が実施する事業は、利用者が要支援状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、心身の機能の維持回復を図るものとする。
- 2 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行なうものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者の意思及び人格を尊重しながら、利用者のできることは利用者が行うことを基本とした

サービスの提供に努めるものとする。

- 4 事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 指定介護予防訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び地域包括支援センターへ情報の提供を行うものとする。
- 6 前5項のほか、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省令第35号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 訪問看護事業所 ハート24
- (2) 所在地 茨城県水戸市開江町字国置8番地

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 (常勤・看護師兼務)

管理者は、主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕が行われる必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに法令等において規定されている指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。また、管理者業務に支障がない場合において、看護職員として兼務従事するものとする。

- (2) 看護師等

①看護職員

看護職員は、主治医の指示による指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供にあたる。

なお、員数については指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を満たす員数を配置するものとする。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日、8月13日から8月16日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8:30から午後5:30までとする。

※緊急時、24時間連絡が可能な体制とする。

（指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の内容）

第7条 事業所で行う指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕は、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行う。

（1）訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族への説明

利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載

（サービス内容の例）

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事及び排泄等日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

（2）訪問看護計画書に基づく指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕

（3）訪問看護報告書の作成

（指定訪問看護利用料等）

- 第8条**
- 1 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割～3割の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年2月10日厚生省告示第19号）によるものとする。
 - 2 指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割～3割の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年3月14日厚生省告示第127号）によるものとする。
 - 3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、通常の事業実施区域を越えた地点から1kmあたり50円の実費を徴収する。
 - 4 前3項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利

用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

- 5 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印
- 6 お亡くなりになった時、ご希望であれば死後の処置をいたします。ご利用料金は、24.000 円（衛生材料を含む）をご負担いただきます。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、水戸市・那珂市・ひたちなか市・城里町・笠間市・石岡市区域とする。

（緊急時等における対応方法）

- 第10条**
- 1 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
 - 2 利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 3 利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により焙焼すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（虐待防止に関する事項）

- 第11条** 事業者は、利用者の人権擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
- (1)虐待を防止するための従事者に対する研修の実施
 - (2)利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3)その他虐待防止のために必要な措置

（衛生管理等）

第12条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

（苦情処理）

- 第13条**
- 1 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に係る利用者からの苦情に

迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 本事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第14条 1 本事業所は、従業員の資質向上のために研修の機会を次のとおりもうけるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

（1）採用時研修 採用後3ヶ月以内

（2）継続研修 年2回

2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4 事業所の従事者に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供をさせないものとする。

5 事業所は、訪問看護に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人愛の会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

規程は平成19年 4月 1日から施行する。

平成21年 1月 1日 改正

平成21年 4月 1日 改正

平成25年 2月 1日 改定

平成31年 2月 1日 改正

令和 4年 3月 1日 改定

令和 6年 6月 1日 改正